

表2 30年度市・県民税(国民健康保険税)申告受付の日程

受付場所	市役所多目的ホール棟		田山スポーツ交流館(2月13日から19日まで) 安代総合支所 1階打合室(2月20日から3月7日まで)	
	午前9時~11時	午後1時~3時	午前9時~11時	午後1時~3時
2月8日(木)	金沢・温泉郷	安比高原・畑・柏台		
9日(金)	五百森	渋川・渋川開拓・白屋		
11日(日)	指定日に来られない人(全地区)			
13日(火)	駅前一区・駅前二区	上町・仲町	愛の山・新興矢神	日瀬通
14日(水)	下町二区	下町一区	苗石田	兄川
15日(木)	松川・雇用促進	下町三区	田山上・田山下	館市・兄畑
16日(金)	山子沢・大石平・中関	山後・岡村	折壁	栗木田・杉沢・平長
19日(月)	北村	両沼	石名坂	
20日(火)	北寄木	上寄木・刈屋	畑2区(扇畑)	畑2区(松木田・小屋畑)
21日(水)	中郡・鹿野	立石	畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢・黒沢・寄木)
22日(木)	寄木新田	関口	細野	豊畑
23日(金)	中村・間羽松	館腰	浅沢第1	
25日(日)	指定日に来られない人(全地区)			
26日(月)	町組・薬師	高宮	浅沢第2	
27日(火)	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠	曲田横間	
28日(水)	谷地中・上村・大花森・前森	湯沢	五日市3区	五日市4区
3月1日(木)	森子・山道	田中・向村・中沢	五日市2区	五日市1区
2日(金)	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前	荒屋	
5日(月)	松久保・山崎・堀切	わし森・桜沢・笹目	秋葉	
6日(火)	中松尾・落合	時森・小屋の沢	荒屋新町	
7日(水)	寺田・帷子	寺田新田・野口	新町中央	
8日(木)	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・館沢	※ 表の斜線部分は、会場準備などのため、受け付けできません。 ※ 期間後半になるにつれ、混雑することが予想されます。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、指定日以外の地区でも構いませんので、早めにお越しください。	
9日(金)	指定日に来られない人(全地区)			
12日(月)				
13日(火)				
14日(水)				
15日(木)				

申告受付の待ち時間を利用してマイナンバーカードを申請しませんか

申告会場でマイナンバーカード発行希望者を対象に、タブレットによる写真撮影(無料)およびオンライン申請の操作補助を行います。

なお、申請から交付まで約1カ月かかります。
■必要書類 マイナンバーカード交付申請書(通

知カードと一体になっています)および本人確認書類(右ページ表1参照)

■問い合わせ先 市役所市民課戸籍住民係(☎・内線1064)



盛岡税務署からのお知らせ

盛岡税務署の申告書作成会場が、次のとおり開設されます。

所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人は、ご利用ください。

■開設期間 2月16日(金)から3月15日(木)の平日および2月18日(日)と2月25日(日)

■開設時間 午前9時から午後4時まで

■場所 アイーナ(盛岡駅西口)

※盛岡税務署では、開設しておりませんので、アイーナのご利用をお願いします。

国税庁ホームページでは、各種申告書などの作成ができます。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。

■問い合わせ先 同署(☎019-622-6141)

税の申告準備はお早めに

申告が始まります

■税の申告はなぜ必要?

市は、正確で公平な課税をするために、対象となる全ての人の所得状況を把握し、確定しなければなりません。未申告者は、国民健康保険税の軽減や所得証明書の発行ができないうえ、所得を要件とする給付が受けられないなどの不利益が生じる場合があります。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。

■申告が必要な人

平成30年1月1日現在、市内に住所がある人は、全員申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

- ① 税務署に平成29年分の確定申告書を提出した人
- ② 給与・所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人
- ③ 収入が公的年金のみで、受

市中申告を受け付けることができない人とは?

収入・所得のある人で、次に該当する人については、税務署で申告していただくことになりますので、ご注意ください(盛岡税務署での申告は左ページ下部を参照)。

- ① 株式などに関係する収入がある人(配当、譲渡など)
 - ② 国や県、市町村の公共事業用に土地などを売った人で、その金額が100万円を超える人(土地などの取用の収入がある人)
 - ③ 住宅借入金等特別控除を新たに受ける人(1年目の人)
- これらの収入・所得は所得税に関わる内容であり、算定も複雑なため、受け付けできません。お手数をおかけしますが、ご了承ください。
- なお、青色申告、消費税、贈与税の申告についても、これまでと同様、受け付けできません。

■申告に必要なもの

申告には、下の表1に示す書類などが必要です。領収書は、事前に項目ごとにとまめて集計をしてきてください。

■問い合わせ先 市役所税務課市民税係(☎・内線1124)

給額が148万円以下(65歳未満の人は98万円以下)の人
④ 収入が無く、家族の給与と所得の年末調整や確定申告で扶養親族になっている人(市外の親族に扶養されている人は申告が必要)

事前に集計をしてこない場合は、申告受付できない場合があります。申告の日程は、左ページ表2のとおりです。詳しくは1月11日(木)に各世帯に配布する「市・県民税(国民健康保険税)申告の手引き」を参照ください。

表1 申告に必要なもの

必ず持ってくるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申告者の認め印 ・口座振替納税や口座振込による還付を希望する人は、本人の預金通帳などと通帳印 ・「確定申告のお知らせ」または「確定申告書」(税務署から送付されている場合) ・マイナンバーカード ※《マイナンバーカードを持っていない人》 マイナンバー通知カード、住民票の写しなど、マイナンバーの記載があるものと、本人確認書類【本人確認書類の種類】 1点で確認できるもの ⇒ 運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など 2点で確認できるもの ⇒ 健康保険証、介護保険証、年金手帳など 	
所得区分ごとに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・給与・年金所得がある人=源泉徴収票を全部(原本) ・事業所得の人=収入・経費が分かる書類 	
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	・それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	・社会保険料(健康保険任意継続保険料・介護保険など)の納付証明書または領収書 ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
	住宅借入金等特別控除 ※2年目以降のみ	・住宅借入金年末残高証明書 ・平成29年分住宅借入金等特別控除申告書
	医療費控除	・氏名、病院ごとの合計額をまとめた 医療費控除の明細書 ※29年分の申告から、医療費の領収書の提出に代えて医療費控除の明細書が必要となりました。領収書は5年間保管してください。(経過措置として31年分の申告までは、従来通り領収書を提出して手続きすることができます)
障害者控除	・障害者手帳または障害者控除対象者認定書(健康福祉課から対象者へ1月中旬に郵送)	

※申告書、収支内訳書などは、1月下旬から市役所税務課、西根・安代両総合支所窓口へ備え付けます。

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)とは？

セルフメディケーション税制とは、適切な健康管理のもとで医療用薬品からの代替を進める観点から、**一定の取り組み**を行う個人が、平成29年1月1日以降に、**スイッチOTC医薬品**を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2,000円を超える部分の額(上限8万8,000円)について、その分の所得控除を受けることができる制度です。

■**必要書類** ▶一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(予防接種などの領収書または健康診断の結果通知書など) ▶対象の医薬品を購入した領収書(販売店名、購入日、その領収した金額のうちスイッチOTC医薬品である旨が明らかにされているものに限り)

■**注意点** この特例を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

一定の取り組みとは？

一定の取り組みとは、申告対象の1年(1月から12月)の期間に、次のいずれかを受けることです。

- ▶予防接種
- ▶特定健康診査(メタボ健診)
- ▶定期健康診断(事業主健診)
- ▶健康診査(人間ドックなど)
- ▶がん検診

スイッチOTC医薬品とは？

薬局、薬店、ドラッグストアなどで販売されている医療用から転用された医薬品です。

なお、対象商品の多くには、右図の共通識別マークが表示されています。



■**問い合わせ先** 市役所税務課市民税係(☎・内線1124)

おむつ代の医療費控除は「使用証明書」などの添付が必要

寝たきりの人などのおむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

証明書を提出して控除を受けた人で、要介護認定を受けている一定の人は、2年目以降、市で発行する「主治医意見書内容確認書」を証明書

に代えて控除を受けることができます。

■**申請先** 市役所健康福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所

■**問い合わせ先** 市役所健康福祉課高齢福祉係(☎・内線1089)

税理士による「確定申告期の無料税務相談会」を実施します

東北税理士会盛岡支部では、税理士による確定申告などの無料税務相談会を開催します。

■**開催日時** 1月29日(月)から3月9日(金)の午後1時半から4時半まで

※事前に予約が必要です。相談時間はおおむね1人30分以内です。

■**開催場所** 岩手県税理士会館(盛岡市大沢川原3丁目7-3)

■**内容** 税務相談全般

■**予約・問い合わせ先** 同支部(☎019-622-5160)

2月11日と25日は日曜日でもマイナンバーカードを受け取れます

市は、マイナンバーカードの申請を済ませて交付準備ができた人を対象に、休日臨時開庁を行います。

平日に来庁することが難しく、まだカードを受け取っていない人は、ぜひご活用ください。

■**休日臨時開庁日時** 2月11日(日)と25日(日)の午

前9時から午後4時まで

■**開庁場所** 市役所本庁舎(西根・安代両総合支所では実施されませんのでご注意ください)

※来庁日の前々日までに予約が必要となります。

■**予約・問い合わせ先** 市役所市民課戸籍住民係(☎・内線1064)